

制定：平成 23・05・06 財資第 9 号

改正：20170731 財資第 2 号

改正：20200313 財資第 17 号

改正：20220121 財資第 3 号

石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱

(総則)

第 1 条 民間金融機関等（以下「金融機関」という。）に対する石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金（以下「補給金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 銀行
- (2) 信用金庫及び信金中央金庫
- (3) 労働金庫及び労働金庫連合会
- (4) 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- (5) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (6) 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- (7) 農林中央金庫
- (8) 株式会社商工組合中央金庫
- (9) 株式会社日本政策投資銀行

(交付の目的)

第 3 条 補給金は、石油事業者（石油を精製し供給する事業者をいう。以下同じ。）が石油等関連事業を海外展開するために必要な資金について、金融機関による貸付けを円滑に行わせることで、石油事業者の経営基盤強化を通じた石油の持続的な安定供給の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第 4 条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、前条の目的を達成するため、石油事業者及びが次に掲げる石油等関連事業について海外に展開する際に、金融機関が当該事業に対して行う資金融資事業（以下「交付対象事業」という。）の円滑な推進を図るため、予算の範囲内において、交付対象事業に充てるための補給金を金融機関に対して交付する。なお、海外において具体的な事業を展開するものであって、国内製油所からの石油製品の輸出に係る事業等は含まない。

- (1) 現地国政府との新たな関係強化に資する製油所の設立事業・運営事業
- (2) 海外における潤滑油製造工場の設立事業
- (3) 海外における石油化学製品製造工場の設立事業
- (4) その他海外展開が必要と認められる事業

(交付の申請)

第5条 金融機関は、補給金の交付を申請するときは、単位期間ごとに毎年8月10日、2月10日までに、様式第1による交付申請書を大臣に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により申請が遅延する場合には、あらかじめ、大臣の承認を得るものとする。

2 金融機関は、交付対象事業について初めて補給金の交付を受けようとするときは、前項の書類に添えて様式第2による貸付実施計画書を大臣に提出しなければならない。

(補給金の交付額)

第6条 金融機関に対する補給金の額は、交付対象事業について、次に掲げる算式をもって、次に掲げる単位期間ごとに計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times X$$

A：当該単位期間における当該貸付契約に係る貸付残高

B：当該単位期間における貸付残高の存する日数

X：0.6パーセント

ただし、「(当該貸付契約に係る年利(パーセント)) - 0.6パーセント) < 0.05パーセント」となる場合は、「X = (当該貸付契約における年利(パーセント)) - 0.05パーセント」とする。

単位期間：3月11日から9月10日までの期間及び9月11日から3月10日までの期間。ただし、7月11日から9月10日までの期間又は1月11日から3月10日までの期間に交付された貸付資金に係る第1回目の単位期間は、当該資金交付の日から3月10日までの期間又は9月10日までの期間とすることができる。

(交付決定の通知)

第7条 大臣は、金融機関から第5条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補給金の交付を決定したときは、速やかに様式第3による補給金の交付決定通知書を金融機関に送付するものとする。この場合において、大臣は必要な条件を付することができる。

2 第5条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第8条 金融機関は、補給金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面をもって大臣に申し出なければならない。

(変更の承認等)

第9条 金融機関は、次の各号に掲げる場合においては、大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第10条 金融機関は、交付対象事業の遂行について、大臣の要求があったときは、遅滞なく、様式第4による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 金融機関は、単位期間が満了したとき（交付対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、単位期間の満了の日（交付対象事業の廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第5による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補給金の額の確定等)

第12条 大臣は、金融機関から前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補給金の額を確定し、金融機関に通知するものとする。

2 前項において、大臣は実績報告書に係る交付対象事業の成果が補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことについて、交付決定を受けた者に対して命ずることができる。

(補給金の支払)

第13条 金融機関は、補給金の支払を受けようとするときは、前条第1項の規定による補給金の額の確定通知を受けた後において、様式第6による請求書を大臣に提出するものとする。

2 大臣は、前項の規定により金融機関から提出された請求書を審査し、補給金の額の確定の内容に適合すると認めるときは、金融機関に対し、補給金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 大臣は、第9条第1項第2号の規定による申請があつた場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第7条第1項の規定による補給金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 金融機関が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合。

- (2) 金融機関が、補給金を交付対象事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 金融機関が、交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補給金が交付されている場合には、期限を付して当該補給金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の補給金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、金融機関はその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(補給金の経理)

- 第15条 金融機関は、補給金の経理について、補給金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- 2 金融機関は、前項の帳簿及び証拠書類を補給金の交付を受けた日（廃止の承認を受けた場合を含む。）の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第16条 金融機関は、交付対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、交付対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 金融機関は、交付対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。金融機関又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も金融機関による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は交付対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

附 則

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月4日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 第6条Xのただし書きの規程は、この交付要綱の施行後にする交付対象事業について適用し、この交付要綱の施行前にした交付対象事業については、なお従前の例による。

附 則

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関名
代表者名 印

年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付申請書

石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱第5条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付対象事業の目的及び概要
2. 利子補給金交付申請額
3. 交付対象事業の開始及び終了(予定)年月日
(始期) 年 月 日
(終期) 年 月 日
4. 交付対象事業の内容

(単位:円)

貸付企業・事業所名	貸付年月日	貸付額	備 考
			貸付額と交付対象額が異なる場合はその旨記入すること。

5. 利子補給金の額及びその算出の基礎

(単位:円)

貸付企業・事業所名	貸付残高	利子補給金の額	算 出 の 基 礎

(様式第2)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関名
代表者氏名 印

貸付実施計画書

石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり貸付実施計画書を提出します。

記

1. 貸付対象事業の概要

- (1) 事業名
- (2) 事業実施企業・事業所名
- (3) 事業の実施場所
- (4) 事業の目的
- (5) 事業内容
- (6) 総事業費

円

2. 貸付額

円

3. 貸付利率

%

4. スケジュール

- (1) 貸付実行日
- (2) 初回利子補給日
- (3) 償還予定期限

(様式第3)

番 号
年 月 日

申請者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）宛て

経済産業大臣 名

年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって申請がありました 年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき、通知します。

記

1. 利子補給金の交付対象となる事業及び内容

年 月 日付け第 号をもって申請がありました 年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付申請書記載のとおりとする。

2. 利子補給金の額は次のとおりとする。

利子補給金の額 金 円

ただし、交付対象の内容が変更された場合における利子補給金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助事業者は、「適正化法」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」及び「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱（平成23・05・06財資第9号）」の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(様式第4)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関名
代表者名 印

年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記利子補給金に係る交付対象事業の実施状況について、石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

交付対象事業の遂行状況

(様式第5)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関名
代表者名 印

年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった上記利子補給金に係る実績について、石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象事業の内容及び効果

(1) 内容

(2) 効果

(3) 内訳

(単位：円)

貸付企業・事業所名	貸付年月日	貸付額	備 考
			貸付額と交付対象額が異なる場合はその旨記入すること。

2. 利子補給金の額及びその算出の基礎

(単位：円)

貸付企業・事業所名	貸付残高	利子補給金の額	算 出 の 基 礎

(様式第6)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関名
代表者名 印

年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金支払請求書

年 月 日付け 第 号をもって確定通知のあった上記利子補給金について、石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補給金請求額
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義